



本庁舎等整備工事に関する 条例等に基づく説明会を開催しました。

区では、令和元年10月5日(土)に本庁舎等整備工事に関する条例等に基づく説明会を開催しました。本号では説明会の概要およびご意見、ご質問を一部ご紹介いたします。

説明会の概要

松陰神社前駅側からの庁舎完成予想図



本庁舎等整備の進捗状況について

3月に策定した「本庁舎等整備基本設計」からの変更点を中心に、現在の本庁舎等整備に関する設計計画を説明しました。

主に西棟の周辺地域に与える影響や工期、工事中の周辺居住環境への配慮に関する質問をいただきました。

「東京都中高層建物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」について

計画建物による日影や電波障害予測を図面をお示ししながら説明しました。

「世田谷区風景づくり条例」について

様々な地点から見た庁舎完成予想図(上図、右図)を用いながら、立面計画、外構計画を説明しました。

「世田谷区環境基本条例」について

緑化や省エネルギー等の環境計画やグリーンインフラの考え方について説明しました。

「建築基準法第48条第6項但し書き許可」について

現在東京都と協議中です。今後、建築基準法第48条第6項但し書きにかかる許可が必要となれば、改めて周知します。

国士舘大学側からの庁舎完成予想図



いただいたご意見の一部を紹介します。

Q. 新庁舎ができるにあたり、近隣住宅への建物の圧迫感はどうなるのか。

A. 近隣への圧迫感軽減のため、1階の階高の縮小、西側壁面位置の調整、緑地等緩衝帯の設置、上階のセットバック、屋上の設備スペースの位置調整等の対応をおこなっています。

Q. 当初よりも予算が膨らんでいる。歯止めを掛けてもらいたい。

A. 今回お示した工事費432億は、来年5月の発注時点までの物価上昇を想定して増額したもので、今後外装の工夫などを行い、432億円以内に収めるように設計を進めます。

Q. 解体工事のアスベスト対策はどのようになっているのか。

A. 詳細な撤去計画は、施工者が決定することになりますが、法令等に則りアスベストを飛散させないように撤去を行います。

Q. 工事期間はなるべく圧縮してもらいたい。75 か月は長すぎると思う。

A. 建設業法等改正により、発注者には適切な工期で発注することが求められます。建設業者へのサウンディング型市場調査の結果も踏まえ、工期を75 か月としました。近隣の方にはご迷惑をかけますが、ご理解をお願いいたします。

Q. 75 か月に及ぶ工事中、どのような車両が通行したり、どのような影響があるかということとその都度分かりやすく説明してもらいたい。

A. 本工事は、3つの工期ごとに仮設通路や工事車両通路が変わるので、その都度説明会を予定しています。また、工事範囲には仮囲等を設置のうえ、来庁者の動線と明確に区分し、安全に配慮した計画とします。

※説明会、世田谷リング会議、情報発信場所(Info-Ba(場))等で出された全てのご意見等に対する回答及び区の考え方を区ホームページで公開していますので、ぜひご覧ください。

編集後記

- これまで発行した本庁舎等整備Newsや最新情報は区HPをご覧ください。
- 基本設計方針、基本設計を区HPで公開しています。ぜひご覧ください。

トップページ > 目次から探す > 区政情報 > 区の政策 > 方針 > 本庁舎等整備について > 本庁舎等整備について

<発行> 2019年11月
世田谷区 庁舎整備担当部 庁舎整備担当課
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
電話 03-5432-2088 ファクシミリ 03-5432-3061

